

稲葉健二のコラム



この2月議会で、24年度の予算に庁舎建て替えの積み立て予算やどのようなものを考える委員会(市川市庁舎整備基本構想策定委員会)の予算が組み入れ承認されました。現在の本庁舎は、三つに分かれて建てられています。向かって左側の第1庁舎、京成線路側の第2庁舎、住民票などの発行をする窓口がある第3庁舎です。それぞれ別々の建物なのでつながる部分に段差もあり使い勝手が悪い上、耐震性も一番新しく、なおかつ耐震補強もすんだ第3庁舎以外は耐震性能も悪く補強工事をして基準値をクリアすることができないと発表されました。昨年の大震災や最近も起こる余震、首都直下型地震の報道などを考えると、災害時の拠点になるべく庁舎がなくては対応できないと新庁舎の建設を決めました。市の庁舎は本庁舎以外に八幡神社にある分庁舎、南八幡の勤労福祉センターの後ろにある分庁舎をはじめ、いろいろな施設や場所に点在しています。市の機能は同じ場所に各部がある方が市民の方にとっても市の運営上もよいことになりま。現在の場所での建て替えは、建築基準法で全部が入るような高さを持つ建物は建築できません。何ヶ所に分けて建てるか、広い敷地が用意できる場所に建てるかなど、これから検討委員会で議論されます。駅から遠くても広い場所がいいのか、アクセスを重要と考えるのか、総額で200億円くらいかかると言われている事業なので市民の方の意見も採り入れながら進めていく予定です。現在4案が提案されていますがよい提案がこれから出るかもしれません。庁舎は市の機能のためでもあります。市民生活を円滑におくるための重要なものです。普段は市民の方が使いやすい、いざと言うとは市民の安心の為の拠点になれるようなものができるよう応援したいと思います。

平成24年度の予算から。

- 認可外保育園に対する補助金の新設【19,479千円】
- 自治会等集会施設整備事業土地購入補助新設【10,000千円】
- 市民納涼花火大会復活記念イベント【1,200千円】
- 京成踏切道内改修工事(菅野5号踏切・八幡小前通りの踏切を75cm拡幅工事)【8,500千円】
- 放課後保育クラブに非常用食料・飲料水・毛布の配備
- 庁舎整備事業積立金【1,001,390千円】
- 生活保護扶助費【10,981,785千円】23年度6118人
- クリーンセンター延命化事業【3,582,160千円】

「意見・要望等お気軽にご相談！」



市川市議会議員

稲葉健二の 一言メッセージ

38

平成24年4月1日発行
稲葉健二事務所
272-0021
市川市八幡2-2-10
TEL 047-333-1783
FAX 047-334-1990
URL www.inaba-kenji.jp
MAIL kenjiinaba@aol.com

市川市の使用料について。

使用料とは、市川市の施設、たとえば公民館や文化会館や市民会館などの使用料、市立幼稚園の保育料、斎場の火葬料や式場の使用料など様々です。本来徴収していませんが規定には道路、公園、図書館も入っています。この金額は三年に一回見直しをして改訂しています。そのときの経費や状況を考慮して計算し改訂していきます。もちろん金額の動きがなければ使用料の改定はありません。市民の方にとっては使用料は安いことにこしたことはありませんが、市としては経費が多く掛かってきた場合は利用者に応分の負担をいただく必要があります。これを受益者負担といいます。今回の一般質問での論点は、この利用料の受益者負担という部分です。市の規定は受益者負担率を0~100%の間で四区分に分けられています。0%は道路・公園・図書館などです。25%は斎場の火葬料。50%は公民館・市民会館・文化会館・公会堂・市民談話室・男女協同参画センター・映像文化センター・市民プール・運動場・体育館・勤労福祉センター・健康増進センター・動植物園・健康増進センター・少年自然の家・斎場の式場等。75%は市立幼稚園の保育料・高齢者福祉住宅。100%は市営霊園や霊堂・市場・下水道・市営住宅・市営駐車場。などに分類されています。たとえば公民館の利用料の受益者負担率は50%なので、五割は利用者、五割は市が負担して経営されているということになります。この市の負担がなければ現在の使用料は倍になるわけです。私個人的には、一生に一回しか利用する事のない斎場の火葬料は、市民の方に25%負担いただかなくても、全額市が負担してもいいと思っています。22年度の火葬人数は市民の方が2686人、市外の方が179人です。火葬料は市民の方は2250円(9000円の25%負担金額)市外のかたは5万円。市民の方の火葬料を全額市が負担すると600万円強掛かりますが、市民としての最後の市の施設の利用を支えてもいいと考えます。

今回利用料を考える上で言いたいことは、日頃いろいろな市の施設利用やサービスを受けている中で、税金がどのくらいその中に含まれているかを理解して、「当たり前」ではなく、「ありがたい」という気持ちをもって利用していただけられればいいと思います。



平成24年2月定例議会報告

平成24年2月定例議会が、2月13日～3月15日まで開催されました。下記の内容で一般質問を行い、真摯な御答弁をいただきました。質問の要旨を掲載いたしました。詳しくは、市議会のいちかわインターネット放送局で録画放送をご覧いただけます。市川市議会 録画放送 3月13日へとお進み下さい。直接は <http://ibs.city.ichikawa.chiba.jp/ibsw eb/topPage.do?id=1777> です。

一般質問の主な内容は、

受動喫煙防止について

- (1) 公共施設の受動喫煙防止についての現況と考え方
- (2) 以前の質問からの進捗状況と今後の対応、方向性
- (3) 千葉県受動喫煙防止対策検討会の報告を受けて県は条例制定に向けて検討を始めたことについての市の認識

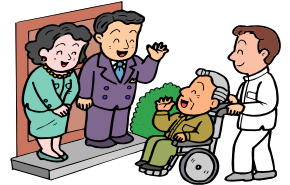


- (4) 民間の施設に対する受動喫煙防止協力について

前回の質問後、市では「市が管理する施設における受動喫煙防止対策委員会」を設置して調査、対策を進めた。結果敷地内禁煙は168施設：78.9% 建物内禁煙は39施設：18.3%となり合計97.2%の施設に禁煙や分煙の対策がとられました。しかし、昨年5月から千葉県庁も一部を残し建物内禁煙となり、千葉市も今年4月より本庁舎等で全面禁煙となる中、今後の市川市はどうあるべきかを質問しました。千葉県も受動喫煙に対する条例制定に向けて動き出しました。公共の施設の禁煙や子どもたちに煙がかからないようにすることは時代として必要なことと思っています。決して禁煙を求めていることではなく、ルールやマナーを守ったかたちを進めるべきと思っています。ところが一部の心無い方の喫煙で全ての喫煙者が形見のせまい思いをしているのが現状です。市川市はマナー条例などで歩行喫煙が禁止されています。本来はこのような条例の制定や過料を取るようなことは必要ない社会が大切だと思います。それには、現在喫煙されている方の「思いやり」や「がまん」が受動喫煙を防ぐ第一歩だと感じます。特に子どもたちに関わる場所での喫煙はとても重要です。皆様のご協力をお願いします。

市川市使用料について

- (1) 設定や改定の状況について
- (2) 使用料の受益者負担区分や負担率について
- (3) 受益者負担の見直しの必要性や期間の考え方
- (4) 受益者負担の見直しと使用料の見直しとの連携について



特集で詳しく書かせていただきました。市川市は使用料と手数料と言うものがあります。手数料とは言葉の通り住民票や印鑑証明などを受け取る際に支払う料金です。役務の提供に必要な費用（事務処理に要する経費相当額）を算出基準で出したものです。これは受益者が100%負担するものとなります。

しかし、使用料はサービスの性格等に応じた公費と利用者（受益者）の負担割合を考えて決定します。市が道路を整備したとしても、その道路を通行する料金をとることは難しいので、利用者からの負担は無いという意味です。前号のコラムに書いたごみ問題ですが、現在の市川市は無料でごみを収集していますが、将来市が全面的に負担することが難しくなれば処分料を徴収することにもなります。全市民が平等で使うものは市民の負担を低くし、特定の市民の方が使うものは市民の負担を高くすることが基本です。今回の質問は、この受益者負担率が平成11年から見直されていないので、今後時代に合う形で見直しが必要と言うことと、3年毎に見直されている使用料金と一体で考えながら、市の施設運営や事業を進めるべきであると質問しました。ご答弁は、現在の状況をよく精査して見直しを検討していきたい。そして時代に合わせた受益者負担の適正化に取り組みたいとのことでした。

消防団の役割について

- (1) 現在の活動状況について
- (2) 平常時と災害時の役割について
- (3) 地域における位置づけとかかわりについて
- (4) これからの消防団のあり方について



現在市川市の消防団員数は363名で、市内23個分団に分かれており、災害出動はもとよりさまざまな警備などを実施しています。平常時や災害時の対応を日頃から考えて訓練や活動をしています。このように地道に活動している消防団の存在や地域での位置付けが弱いと感じています。今、災害に備えて自治会などで防災訓練や話し合いをする場に消防団員も一緒に考え、意見を出し、地域の方たちに顔を覚えてもらえばこそ、いざという時にお互いに信頼して対応ができるのではないかと思います。そして地域のいろいろな情報を共有し日頃から防火・防犯活動の一助になることがとても大きな存在になると思います。また、現役の消防団員だけではなく、OB消防団員も活用できれば、なお安心の輪がひろがることと考えます。ご答弁は常日頃から地域とのコミュニケーションを図り、地元でのイベントや、防犯を兼ねた防火活動に参加し積極的に地域活動に関わることは重要であり、消防団を取り巻く環境も変化している中、さらにリーダーシップをとれるよう支援していきたい。消防団プレートなどを掲げて地域に認識しやすくするとともに、安心安全に向けて良い付き合いができるように考えていきたい。OBの活用は現在消防局員のOBとともに「市川市消防防災活動員」を発足しているの、訓練などにリーダーとして参加するなど、その存在をアピールしていきたいとのことでした。